

令和元年12月17日
長野市財政部契約課

現場代理人の常駐義務の緩和に係る運用について

今後、増加が見込まれる令和元年台風第19号に伴う災害復旧工事において、円滑な施工等を図るため、建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和について、下記のとおり運用しますのでお知らせします。

記

1 運用の内容

- (1) 兼務できる工事の数
5件（発注済み工事を含む）
- (2) 兼務できる工事の請負金額
金額の制限なし
- (3) 配置する連絡員の要件
元請または下請の社員
※工事現場に常駐する連絡員を配置

2 適用期間

令和3年度中に入札公告又は指名通知を行う契約まで適用します。